

(第九部)

第二十六回  
參議院商工委員會會議錄

昭和三十二年三月七日(木曜日)午前十一時四十五分開会

出席者は左の通り。

日本第一人者  
澤松

○本日の会議に付した案  
○日本科学技術情報センター法案（内閣提出）  
○輸出検査法案（内閣提出）  
○経済の自立と発展に関する調査の件  
（日台貿易に関する件）

本日は公報でお知らせいたしました通り、三法案を議題として審議することになります。まず、日本科学技術情報センター法案について宇田国務大臣より提案理由の説明を聴取いたします。

○国務大臣(宇田耕一君) 日本科学技術情報センター法案について、その提案の理由及び要旨を御説明申し上げます。

現今、世界各国による至るところ

セイタウノ目には、わが國の發展と生活水準の向上に対し、科學技術の飛躍的發展とこれを媒介とする技術革新とが重要な原動力となつてゐることは注目すべきところであります。かかる趨勢におきまして、わが國における科學技術の進歩を一段と推進するためには、急激に増大しつつある内外の科學技術情報を、迅速かつ的確に収集し、これを學界産業界等各般の需要にこたえて提供する必要があるのであります。そして、その具体的施策が、つとに各方面から要望されているところであります。從來わが国におきましては、科學技術に関する研究とその成果の工業化等、生産への導入の基礎をなす科學技術情報は、それぞれ學界あるいは産

業界の努力により収集されたものであります。個々の研究者や企業体がみずから網羅的に収集するには、情報量はあまりにも膨大であり、また、収集せられた情報は、各分野に分散されていて、有機的関連に欠け、十分活用されないでその一部は死蔵されるといった状況であります。科学技術の振興政策の一環としての科学技術情報活動の推進という国家的観点から見ますと、これは大きな損失であり、科学技術情報を総合的に収集し蓄積し、これを必要に応じて各方面に提供することが緊要であり、国立、公立、民間の試験研究機関における研究調査の能率化を促進し、産業における生産活動の合理化に資する等、その期待される効果も、非常に大きいものと考える次第であります。

先進諸国におきましても、科学技術情報活動の重要性にかんがみて、國家機関ないしこれに準する機関を設けてその任務の遂行に当らしめております。

わが国におきましては、昨年五月科学技術庁の発足以来、鋭意検討を重ねて参りましたが、今般成案を得ましたので、ここに内外の科学技術情報の収集提供を推進する中枢的機関として、日本科学技術情報センターを設立するので、これが次第であります。以上が運びとなつた次第であります。日本科学技術情報センター法案の提案理由でございます。

以下、本法案の内容の概要につきま

第一に、本センターの基本的性格についてであります。科学技術の振興は、政府の重要な政策として取り上げられているところであり、その具体的施策の一つとして、内外の最新の科学技術情報を迅速に収集して研究と生産の関係方面へ提供することの重要性は、前述した通りであります。が、わが国科学技术の現況におきましては、情報活動を、個々の学界あるいは民間産業界の努力にのみ期待するのでは、先進諸外国の水準に伍していく上には不十分であり、政府みずから推進すべきものであると考えております。たゞ、科学技術情報が、民間業界等に対するサービスとして極力利用せられますが、民間において受ける利益も少くないということになりますので、かかる観点から、民間からも資金上の協力を得まして、半官半民の特殊法人の形で発足することいたじた次第であります。

第二に、本センターの業務といましましては、内外の科学技術情報の収集、分類、整理、保管と、これを定期的にまたは随時速報の形で関係方面に対し、あるいは個々の依頼に応じて提供することが主要なものでございまして、その他依頼による特殊の調査と保管情報の閲覧業務等もできるようになりますように、自然科学的な技術に關す

るものを中心とし、これに密接に関連する範囲での自然科学そのものに関する情報も考慮いたしておられます。

なお、本センターがこれらの業務を行ふに当たりましては、国立国会図書館を初め関係各機関との緊密な協力を図ることとし、他方、関係行政機関は、本センターに対し協力するといふ規定を設けております。

第三に、本センターの組織と運営についてであります。理事長、常務理事、理事、監事と一般の職員により構成されるものとし、役員については、内閣総理大臣の任命または認可によることになります。初年度は上記役員四人程度を含め約六十人の人員と、資本金として政府出資四千万円及びおよそ同額の民間出資の規模において発足し、業務の運営に要する経費預金としては、政府の補助金三千万円と民間業界からの寄付とによりまかならず定であります。

第四に、本センターに対する行政的監督といたしまして、毎事業年度の予算、事業計画、財産目録その他の財務諸表業務方法書等に關し、内閣総理大臣の認可を要することとし、また、必要に応じ、報告、徵収、立入検査その他一般的の監督権限を内閣総理大臣に付与することにより、本センターの行う科学技術情報の収集が特定分野ないし部門に偏るとか、提供が不公正になると、その趣旨に反することがないよう公共的性格を保持する所存であります。

第五に、本センター運営に関するもの。その認可、承認その他監督につきまして、行政事務の簡素化の見地から、比較的軽微なもの、定期的に処理し得るもの等は、内閣総理大臣の権限を科学技術庁長官に委任する旨の規定を設けております。

以上、日本科学技術情報センター法案の概要について御説明申し上げました。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。

○委員長(松澤兼人君) 本案に対する質疑は後日に譲ります。

○委員長(松澤兼人君) 本案に対する質疑は後日に譲ります。

かどりか。もし、ないような場合に、どういう措置を講ぜられるお考えであるのか。その点をまずお伺いたいします。

○政府委員(松尾泰一郎君) この輸出検査員の身分の保障につきましては、指定検査機関、すなわち今度は公益法人でございますが、この指定検査機関の性格ないし組織上、たとえばその解任を主務大臣の認可制にするということも考え方られたのであります。認可制にするというところまでいくのは、いさかか問題もありましたので、今度の法律ではその選任、解任について届出制を採用しておるわけであります。従いまして、その検査員の異動をまあ確認するだけのことになるのでござりますが、たとえば解任の裏面に不正な事実が介在をしているとか、あるいはその解任、選任によって、指定基準に合致しなくなつたよな場合には、もちろん十分取り締まる道が開けてゐるのであります。また、現在の登録検査機関にある検査員の分限委員会の制度、これはいわゆる登録検査機関が検査員の懲成、すなわち謹責、減俸、解職を行うときは、あらかじめ検査員分限委員会の決議を必要とし、かつ、その処分について異議のある検査員は、検査員分限委員会にその審査を請求することができる。こういう検査員の分限委員会の制度があるのでござりますので、こういう制度を今後続けていくことによって、今御指摘ございました輸出検査員が、外部の干渉なし圧迫で解雇されないよう、身分の保障ができるのではないかとうかといふふうに考へておる次第であります。

○**豊田雅翠君** ささか法理論になると思うのでございましてが、今度の法律では、役員の選任、解任については認可制をとり、検査員については届出制ということは、御承知の通りであります。まあ、一個の法人に責任を持たしている関係上、法人の役員を認可制にしておくならば、職員の認可制にまでいくのは、まさか、いわゆる命令系統を尊重するというふうな立場からいって、検査員を認可制にまでするということは、まさか行き過ぎではないかというようなな意見であります。特に法制局の方からそういうふうな意見もありまして、まあ、それがわれわれといいたましても、まあ、その程度で大体目的を達成し得るんじやないかというふうに考えましたので、届出制ということにしたよりな次第でござります。

○**豊田雅翠君** 検査員は普通の職員とは違うので、法律の上でも公務員の扱いをするということにもなつてゐるくらいなんあります。ただいま申すように、検査の歴正を期するといふとならば、この検査員自身は、認可制にするとの方がむしろ適当ではないか、また戦前もそういうふうになつておつたんじゃないかと思うんであります。その点はどうでしょうか。

○**政府委員(松尾泰一郎君)** 戦前におきましては、今御指摘のように、検査員は認可制になつておつたのでござります。それで繰り返して申すようになりますが、われわれ当初の原案におきましては、認可制にしたいと思つたのです。

関係各省、法制局等との折衝の過程におきまして、届出制でも、役員の認可制もあることだし、先ほども御説明申し上げましたような、間接的ないろいろの取締りの道も開けておりますので、まあ届出制でも、大体目的は達成できるのじやないか、こういう判断であります。

○豊田雅琴君 届出制だと、私は十分に目的が達し得ないんじやないかと想うのであります。しかし、今いろいろ説明せられ、事情やむを得なかつた占があるのかもしませんが、戦前においても解任については認可制になつておつたんです。検査員の性格、本質から見て、当然解任の際には、認可ぐらいいをするということで、検査員の身分保障をやらないと、せっかくの今回正を期しようという趣旨が達せられたいかと思うのであります。これについては将来研究をせられ、また、ただいま私の申し述べる趣旨については、政府の方でももつともだと思つておられる点もあるようですが、それだけに今後検査員の身分保障については、絶えず監督官厅として、十分に努力せられるようになりますが、この点について見解はどうがりますが、この点について見解はどうがりますか。

○政府委員(松尾泰一郎君) お説ごねしたいと思いますのは、今度の検査法によって、検査についてはいろいろその趣旨で研究をしていきたいと思つます。

○豊田雅琴君 次の問題点としてお

条件の具備を必要とする貨物について、輸出又は輸入は、第六十七条「これは輸出又は輸入の許可でございますが、「第六十七条の検査の際、当該法令の規定による検査の完了又は条件の具備を税関に証明し、その確認を受けなければならぬ」。こうしたことになっておりますので、税関側におきましても取締りをしてくれることになつております。

○豊田雅孝君 立入り検査はできることがありますと、この第四項に「立入り検査の権限

は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。これとの関係は、どういうふうになつておりますか。

○政府委員(松屋泰一郎君) 第四十条の第四項は、「立入り検査の権限は、犯罪捜

査のために認められたものと解釈してはならない。」これはもし違反があった場合に、その場で直ちに逮捕をするこ

とができないという意味で解しておる

わけでございます。その他の取締りの面につきましては、あちらこちらにそ

の規定があるわけでございます。

○豊田雅孝君 そうしますと、直ちに逮捕することができぬというだけで、いわゆる開函検査はできるというふう

に解釈してよろしいのですね。それと

までしかできないのじゃないかといふ

懸念があるわけであります。要するにその今すでにパッキングやつたも

のまで開函して、そうして取調べるだけの権能が法律的に与えられておるの

かどうか、その点。

○政府委員(松屋泰一郎君) もちろん、この開封をいたしまして調べることに

なつております。

○豊田雅孝君 その点ちょっと法律的

思ひますのは、登録検査機関の繰越金

が相当多い。まあ、具体的にもらつた

資料を見ますと、綿スフ織物検査協会など三十年度で繰越金が千八百万円以

上ある。それから織物染色検査協会で

も二千三百万以上ある。日本海事協会の関係などは四千六百万以上あるとい

ります。また、検査員が取締りのため

に開封したあとの処理につきまして

も、第九条におきまして所要の規定を

設けておりますので、十分に目的を達成できると思います。

○豊田雅孝君 そうしますと、この第四項に「立入り検査の権限

は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。これとの関係は、どういうふうになつておりますか。

○政府委員(松屋泰一郎君) この今御機関のそういう剩余金的なものが、恒

常的に累増するというような場合につ

きましては、もちろん検査手数料を引

き下げていくべきものかと思うのであ

ります。しかし、今の段階におきまし

ては、いわゆるいろんな事情で輸出が

変動をする場合もありますし、従つて収入が非常に減る場合も予想され

る、そういう場合にも備えなければなりませんし、また、できるだけそういう

余剰金をもちまして検査設備を改善

をして、有効な検査をし得るように持つて参らなければならぬのであります。

従いまして、まあ一時的な剩余金につきましては、今申しましたように

意味で、いわゆる準備金として、また、設備のいろいろな改善費として持

たしておく方がいいんだというふうに

考えております。

○豊田雅孝君 最後に、一点お尋ねし

ます。おきたいことがござりますが、この

検査には御承知のように抜き取り検査

と毎品検査があるわけでありますか。

ないかと思うのであります。今お尋ねしてみると、まだそれがよいようあります。今お尋ねりますが、これは将来研究をせられて、そうして同時にどの程度までの不格合品がある場合には、抜き取り検査として合格にしているのであるかといふことを、品目別に――あとでいいですか、資料として配られたいと思うのであります。要するに、毎品検査はこういうものについて品目別にやつてある、それから抜き取り検査については、こういう品目でやつてあるが、それがの合格と認める場合の検査の基準といいますか、不合格の率が、どの程度までは不合格とするかということを明らかにした資料を提出してもらいたいと思います。

それで私はこれで質問を終りますが、あと、もしも他の委員から御質問になつて、なほ、時間があるようであればりましら、もう一つだけ質問したいと思いますけれども、これで一応……。

○近藤信一君 私も二、三の点について質問いたしますが、従来は自家表示による制度であったが、そこで今度はこれを完全な輸出品とすることに重点を置かれました検査法が提案されたわけであります。そこで、従来の自家表示による制度、これによってどれほどのまあ粗悪品であり、それが返品になつた、こういうよろな例、実例のもとに、この検査法といふものが出てきたと思うのですが、一体このペーパン、ページはどんなものになつておりますか。

三十一年度中に、われわれの方で受取をしました輸出クレームの總件數中におきまして、品質の不良によるクレームが五五名あるわけであります。その他、たとえば規格の相違によるもの、あるいは数量不足、あるいは破損、包装の不完全というふうなものがそれに統いておるのであります。このクレームの中で、品質不良によるものがこういうふうに過半を占めているということの一つは、その検査が十分でないといふ一つの証拠にならうかとも思ひであります。

それから最近の事例を一、二あげてみますと、御存じのように、先般北京の商品展覧会で問題になりました方年筆の例もそうでありますし、また、昨年の十月、東京税関において発見せられたのであります。日本製の幻灯セットの火災事件が起つております。それからまた、最近ではシガレット・ライターにつきましても、また最近ではサン・グラスにつきましても、問題が起つているような次第であります。その今の自己検査の欠陥を數字的に説明申し上げることは、非常にむずかしいのでございますが、今申しましたこの貿易クレームの現状から見、最近の今申し述べましたようなケースからも、御判断願えるかと思うのであります。

また、この工業品検査所が、自己検査品目の場合に立ち入り検査をやっておりますが、その立ち入り検査の結果を見ますと、大体一〇%から二〇%くらいの下良品が発見されているのが

普通になつております。といふるな御了解願えるかと思ひのであります。

○近藤信一君 従来まあ五五%，まあ半分以上がそういうような状態になつておる。そこで、今あげられました品目は、万年筆だと、玩具だと、幻灯セットとか、こういうふうにあげられましたのですが、この中で一番多く占めていたのは何に属しますか、品目のうちで。

○政府委員(松尾翠一郎君) たとえば在外公館を通して参りましたクレインの状況から判断しますすると、これは昨年一年間の在外公館を通して参りましたクレインでございますが、そのうち、やはり一番多いのは雑貨類、それからその次が織物、それから機械といふらうな順序になつておるのであります。これは一般的なクレインでございますので、自己検査から来るものとも言えないのでござりまするが、はつきりして、ここでどの品目が多いかといふと、計算はないのでござりまするが、比較的多く輸出せられまするのは金属玩具、それから鉄鋼の二次製品、インチ材、カン詰類等が比較的クレインも多いし、また、この自己検査の弱点が現われているように見受けられるのであります。

○近藤信一君 今若干の品目をあげられましたが、これによると、まあそんなに重要な生産品目というのに属しないのが多いのじゃないかと、こう思ひます。それがために、今般検査法が制定されるということになつて、今度は全輸出品目、重要な製品についての検査方法がとられるわけなん

こういふものに対しても検査がなさざるわけなんです。検査して、もしそれに合格しなかつた場合には、ただ示唆、いろいろな方法が考えられているかどうか、この点いかがですか。

○政府委員(松尾泰一郎君) この材料検査につきましては、先般の要綱説明のときにも申し上げましたが、染色漆物の原反、それから五百万トン未満の船舶を今予定しているということを中心と申しますが、これらの方々のつまましては、どつちかと申しますと、大きめの船でござりますと、でき上つてから不合格となることで、当該業者に不測の損害を与えるといふことのないよう、事前に検査をする趣旨でございまして、その意味におきましては、まあいわば指導的であり、また特に船舶等につきましては、中小の造船所に対するいわば指導者が主に、実際問題としてはなるのではないかといふふうに考えておるわけであります。従いまして、これらの検査によりまして、特に材料または製程中の検査は、いわば担当業者と一体になつて物を作り上げていくといふうな意味でござります。今御指摘の工程になるといふふうに考えております。その他のものにつきましても、もちろん実情をこらん願えれば御了解いただけます。合格とか不合格とかいうのではなくて、法律によりまする指定検査機関につきましても、でき上つた製品をその機関が

に、実際問題として製造工場にも行き、そろいろ不合格品のできるだけ出ないような指導監督をいたすべきでありますし、現在の登録検査機関の実情を見ましても、いわば業界と一体になつてそれらの点に努力をしているようになりますので、せいぜい御指摘のようだつめたいわゆる検査といふことでもちろん指導をすべきであり、われわれはまた、そういうふうに動くことを期待しているような次第でござります。

○近藤信一君 指導をもとにした検査方法、こういうことになるわけであります、そうすると、相当な技術者を用意しなきやならぬということになるわけですが、その点いかがですか。

○政府委員(松尾泰郎君) 技術者の点につきましては、これも国の検査機関と民間の検査機関とに分けて考えなければならぬのでござりますが、国の検査機関につきましては、大体人員は余分とというわけではございませんが、十分ではなからうかと思っておるわけであります。従いまして、今度のこういう検査の強化に伴いまして、人員の増加は国の検査機関につきましては、さしあたり考え方されておりません。次に、民間の検査機関につきましても、現在の登録検査機関は、おおむね今度の新しい指定検査機関に指定されるだらうと思うのであります、これらにつきましては、人員は十分に整つておると承知をいたしております。なお、今後新たに指定検査機関に指定されるものにつきましては、その指定の際に、十分な検査員を持つておられるかどうかといふようなことが、一つ

の検査機関を指定する要件にもなっておりませんので、機関指定の際に、十分にチェックをして参りたいと思つております。

○近藤信一君 そこで立ち入り検査をやられるわけなんですが、特に現在中小企業で輸出品を相当生産しておるところがあるわけなんありますが、すると、この国の検査機関と民間の検査機関の二本立の検査機関になつておるわけなんですが、中小企業の輸出品目について、日々検査機関から人が出張してやるのか、それとも製造業者、小さな中小企業で製造しておるメーカー、そういうのは検査所へ持つていて検査してもららるのか。この点どういうふうな方法が講じられますか。

○政府委員(松尾泰一郎君) 検査は、原則として検査機関の事務所、事業所

は、埠頭と申しますか、港に近い所に置かれておりますので、多くの場合

は、港でやることにならうかと思いま

するが、実際問題といたしまして、国

の検査におきましても、民間の検査機関におきましても、現場に出張いたし

ます。今後もそろするわけでございま

す。従いまして、率直に申しまして、

國の検査機関の実は予算をどらんに

なつてもわかるように、出張旅費とい

りますのは、やはり民間の指定検査機関の、今度先ほど豊田委員から言わ

れましたように、身分の保障の問題になつてくるのです。これは先ほど豊田

委員からいろいろと追及されましたが、私はいたしませんが、少くともや

ら、私はいたしませんが、少くともや

られるわけなんですが、特に現在中小企業で輸出品を相当生産しておるところがあるわけなんありますが、すると、この国の検査機関と民間の検査機関の二本立の検査機関になつておるわけなんですが、中小企業の輸出品目について、日々検査機関から人が出張してやるのか、それとも製造業者、

小さな中小企業で製造しておるメーカー、そういうのは検査所へ持つていて検査してもららるのか。この点どういうふうな方法が講じられますか。

○政府委員(松尾泰一郎君) 検査は、原則として検査機関の事務所、事業所

は、埠頭と申しますか、港に近い所に置かれておりますので、多くの場合

は、港でやることにならうかと思いま

するが、実際問題といたしまして、国

の検査におきましても、民間の検査機

機関におきましても、現場に出張いたし

ます。今後もそろするわけでございま

す。従いまして、率直に申しまして、

國の検査機関の実は予算をどらんに

なつてもわかるように、出張旅費とい

りますのは、やはり民間の指定検査

機関の、今度先ほど豊田委員から言わ

れましたように、身分の保障の問題になつてくるのです。これは先ほど豊田

委員からいろいろと追及されましたが、私はいたしませんが、少くともや

ら、私はいたしませんが、少くともや

常に大きな問題も、これから検査してみなければならぬと思うのであります。が、私そりゃうるう大きな問題に入りますと、前の、私の解釈が違つておりますといふ。また、その辺の判断も間違つてゐるかぬと思ひますので、今の法案の条文を追いまして、ちょっと私疑問に思つております点を一つお尋ねしてもいかぬと思ひますので、今の法案の第二条ですね。これは品質に関する基準を設けておるわけです。これは申し上げるまでもなしに検査品でありますれば、まず基準というものがきまつて、そしてその基準に基いて検査をする方法がきまる、その方法によつて検査をする機関が検査をするといふよくな骨組みだと思うのであります。そのため大事な基準をここできめておるわけではあります。その基準をきめまする場合は、これはいろいろ取引の実態、あるいは生産の実情等に応じまして、これはいかよらにも、これは基準といふものときめられるような格好になつておるのが、これは建前だと私は思うのです。ところが、これを読んでみますと、二項におきまして特に高い基準を特定の地帯につきましては定められるというような、二項の制度を置くところは、私は一項でいかよらにもこれは置ける筋合のものであつて、基準の考え方に対します。これはどうも間違いだといふと語弊がありますが、当を得ない考え方ぢやないかと、こういうふうに私は思つてあります。

対する取引、あるいは割合に未発達の地帯に対しまる取引というような、非常に拘束をされましたやり方をやつておりますといふと、これは通産省にて、そうしました場合に、ただ基準よりも高い基準をきめるというような、いろいろの地帯があるのじやないか、現に私たちこの間広島へ行つて縦い針を見てきたのであります。あそこからインド向けがおきまして、将来貿易上いろいろな支障があるのでないか、現に私たちこの間広島へ行つて縦い針を見てきたのであります。あそくさん出でている。そういう場合、話を聞いてみますと、インド向けの針というものは、極論しますと、針の形体をなしでおればいいというような、向うの要求なわけですね。ところが縦い針たる以上は、やはり法の制定の趣旨からいいますれば、標準といふもの数を占めるものに基準がきまるわけです。そういう場合に、インド向けのやつはどうしていいか、そこまで下げていくといふことになりますれば、これからまず一項で、これはたとえばアメリカ向けのミカンでありますとか、これはインド向けの縦い針の基準であるというふうにきめますることによつて、これはいかよにも適用がなされ、その方が私はます適当であらうと考えるのであります。いろいろ立法上の技術の問題のために、そのせつかくの検査機関の基準を、そういう何といふますか、ただ立法の技術からこういうような二項を設けるといふよな考え方といふものが、どうも私はふ

○政府委員(松尾泰一郎君) この一般的な基準よりも高い基準を定めることができます。これはあるいは第一項の検査基準のきめ方でやれるということを考えられるのであります。より高い方は、いわゆる何と申しますか、業者に対して、より拘束的になるという意味合いからはつきり法律で明定をし、また、第三条の第二項におきましても、そういう高い基準の場合は、その高い基準に合格をしておらなければならぬというように、取り締りの面から申しましても、まあ、はつきり法律で定めておく方がよからうということであり、こういうふうに書き分けをしたわけでありまして、その一般的基準よりも低い方は、省令によりまして、一般基準よりも低い基準をきめられることになつておるのであります。

○政府委員(松尾泰一郎君) 現在のいわゆる登録検査機関によって検査されておりまする強制検査品目は、もちろん全部新法によりましても検査品目として指定されると、こういうふうに考えておりますし、またこの任意検査、いわゆる自「」検査品目につきましては、できるだけ多く強制検査品目の方に指定して参りたいと思っているわけであります。あと特例のところで、あるいはまた問題があるかもしれませんませぬが、もちろん一部の特殊の品目については、現状を続けるを得ない、すなわち、強制検査品目に移せないものもあるかとも思うのであります。また、メーカーが非常に強力であつて、もう検査の必要のないと思われるものもあるのではないかと思いまするが、この際、検査品目からはずして自由な品目にするというふうなものも、一部出て参るかと思うのであります。現在全然検査品目になつていないものにつきましては、実情に応じて業界の意向を勘案して、強制検査品目に指定して参るというふうに考えております。

う思うのです。それから第五条ですね。五条の「桂別の検査」というのは、これはどういうことを言うわけですかね。その特機の機関のみにやらせるという検査なんか。これはどこでも、指定されましても検査機関は何でもやれると、こうしたことになりますか。

○政府委員(松尾泰一郎君) この包装の検査は、品質の検査と一体となりまして、一つの検査機関によつて行わられるのがまあ普通であります。輸出用にあります。この包装のみの専門によりましては、この包装の専門の検査機関によつて行うのが適当なものもあるらかと思うのであります。たとえば包装検査のため特別の検査機備、または専門的知識経験を有する検査員によることが必要な場合であります。たとえば、現在では絹、人絹織物のとく、品質の検査は国営の検査機関が行なつております。この包装だけ独立をして検査をする必要がある場合を予想して、こういう五条を設けたような次第であります。

○白井勇君 ちょっと飛びまして、ページですが、第九条の2の、「その他の主務省令で定める場合」という言葉がありますですね。それを私は輸出検査方法の逐条解釈といふ通産省発行の資料によつて読んでみますと、ちょっとともにはわからないのですが、「政府機関」という場合はあれですか、ここに私たんにいたしました逐条解釈の解釈と、どうもちょっと合っていないような感じがするのですが、これはどうですか。

「省令で定める場合」と、いろいろ書き分けたおるわけでござりますが、この前段の方の「政府機関が主務省令で定める方法により」というのは、国の検査機関が立ち入り検査をする場合を予想しておるわけであります。それから「その他主務省令で定める場合」というのは、いわゆるこの指定検査機関なり、他の官庁、たとえば税関等がやる場合を予想しておるような次第でござります。

かりますれけれどもね。そうすると、まあこの逐条解釈とは話が違うわけですけれども、「その他主務省令で定める場合」の中に指定機関が入るといふことは、はどうも私に落ちないのですから、こういう段階まで三一七頁、二二三頁を翻りますと

きますれば、一応指定検査機関が存在したものは、それを聞くのは政府の監督機関か、あるいは税関だと思います。それ以外の場合というものは、こういう場合にはおいては考えられないのじやないかと思うのです。そこはどうですか。そういうふうに、こういう段階にきてまでも、何といいますか、指定の検査機関が来まして、勝手に封を破れるような扱い方は、非常にまずいものじやないかと私は思うのですがね。

○委員長(松澤兼人君)　式田検査課長

○説明員(式田敬君)　御説明申し上げます。ただいまの御質問の点でござりますが、第九条の第二項の問題は、先ほど局長から御説明申し上げましたように

國の検査機関が行う場合、それでその他主務省令で定める場合といふ中には、これはまあ今後主務省令を作るわけでござりますが、の中に書くことを、まあ事務当局として予定しておりますことは、税關が封を開く場合、あるいは司法警察が封を開く場合のほかに、これは非常にまれなケースではございませんけれども、指定検査機関がたん封をしたものと、もう一べん何かの都合で開くということもあるかと思ひます。それで最初に検査をしまして、表示をし、封をするというは、第九条の第一項でありますて、その後においてその指定機関が開くという場合は、やはり第二項の方のただし書きといふことになるのではないかと思います。で、これは政府機関が一へん封をやつたら、もうそれは開けないのだ、これは國の機関等が開くはかないのだといふふうにいたしますと、運用が非常に窮屈になるとと思われますので、こういう例外を書いたと思っておる次第でございます。

るべき封を施したもの」という場合には、主務省令で定める場合という中には、これはまあ今後主務省令を作るわけでございますが、その中に書くことを、これは非常にまれなケースではございまあ事務当局として予定しておりますことは、税関が封を開く場合、あるいは司法警察が封を開く場合のほかに、これは非常にまれなケースではございませんけれども、指定検査機関が一たん封をしたもの、もう一べん何かの都合で開くということもあるかとも思います。それで最初に検査をしまして、表示をし、封をするといふのは、第九条の第一項でありますて、その後においてその指定機関が開くという場合は、やはり第二項の方のただし書きといふことになるのではないかと思います。で、これは政府機関が一へん封をやつたら、もうそれは開けないのだ、これは国の機関等が開くはかないのだとうふるにいたしますと、運用が非常に窮屈になるとと思われますので、こういふ例外を書いたと思つておる次第でございます。

のは、まず第一に、当該商品の生産されるほとんど全部の都道府県において、国の輸出規格と同じ規格による生産検査が強制されておりまして、かつ、それはとんどクレーム等も生じてないというふうな場合をまず第一に考えておるわけでございます。

それから第二には、現在当該商品の輸出金額が比較的小額でありまして、今後もこの輸出金額の増加があまり期待されないような場合で、埠頭におきます検査が技術的に困難であるとか、または不可能に近いといらうような場合、かりに生産地検査を受けるといたしますと、多數の人員と多額の費用を要するような場合、たとえば木ろらうことには、これに該当するかと思うのであります。すが、そういうような場合を第一の特例と考えておるわけであります。

それから第三といいたしましては、過去長年月にわたりましてブランドによつて信用取引が相当確かつ効果的に実施をされておりまして、過去におけるクレームもほとんど発生をしていないような場合でございます。

それから第四は、当該商品の性質上、検査に相当長期間を要しまして、現在の検査機構をもつてしては、強制は困難であり、かつ、当該商品の生産工場が高度に管理されており、従来もほんどのクレームの発生をみていないようなもの、たとえは厚生省関係の医薬品でござります。まあ現在のところここいう四つのような場合に該当する場合を特例と若えておるのでありますかが、できればわれわれとしてもできるだけこれらものについても強制検査等に移せるものがあれば、移して参りたい、というふうに考えております。

のは、まず第一に、当該商品の生産検査が強制されておりまして、かつ、その検査が適確に実施せられており、從来はほとんどクレーム等も生じていないような場合をまず第一に考えておるわけでございます。

それから第二には、現在当該商品の輸出金額が比較的小額でありまして、今後もこの輸出金額の増加があまり期待されないような場合で、埠頭におきます検査が技術的に困難であるとか、または不可能に近いといふような場合、かりに生産地検査を受けるいたしますと、多数の人員と多額の費用を要するような場合、たとえば木ろうのときは、これに該当するかと思うのであります、そういうような場合を第二の特例と考えておるわけであります。

それから第三といたしましては、過去におけるクレームもほとんど発生をしていないような場合でございます。

それから第四は、当該商品の性質上、検査に相当長期間を要しまして、現在の検査機構をもつとして、強制は困難であり、かつ、当該商品の生産工場が高度に管理されており、従来もほとんどクレームの発生をみていないようなもの、たとえば厚生省関係の医薬品等でございます。まあ現在のこところで四つのようないふ場合に該当する場合を特例と考えておるのですが、できればわれわれとしてもできるだけはこれらのものについても強制検査等は

○由井勇君 これは非常に特例を置く場合で、今抽象的なお話をよくわかりますが、大事な問題だと思いますが、今あなたの方で考えていらっしゃいます、どうしてもこのものは特例を考えなければならぬという品目を、この前は医療品等につきまして、どうしても特例を考えなければならぬという理由をいただいておりますが、今抽象的に四つのような理由に基いてまあいろいろ考えられるようであります。品目別に要求をいたしました資料をいただいていないように思いますので、出ていませんでしたらいただきたい。

それから第十六条の、ここにいろいろ指定します場合のことが書いてあります。ですが、この第二号の「主務大臣が定める数」というような、数を定めます場合に、どういうようなことを考えていらっしゃいますが、どういら考え方にきまつて参りますのか。それから、四、五、六ですね、これはたとえて具体的に言いますと、どういろもうちな場合のことを考えていらっしゃいますものか、ちょっとこれを具体的に御説明願えないものか。

○白井勇君 これは非常に特例を置く場合は、今抽象的なお話をよくわかりますが、大事な問題だと思いますが、今あなたの方で考えていらっしゃいます、どうしてもこのものは特例を考えなければならぬといふ品目を、この前は医療品等につきまして、どうしても特例を考えなければならぬといふ理由をいただいておりますが、今抽象的に四つのような理由に基いてまあいろいろ考えられるようであります、品目別に要求をいたしました資料をいただいていないように思いますが、出ていませんでしたらいただきたい。

それから第十六条の、ここにいろいろ指定します場合のことが書いてあります、この第二号の「主務大臣が定める数」というような、数を定めます場合に、どういうようなことを考えていらっしゃいますが、どういう考え方方にきまつて參りますのか。それから、四、五、六ですね、これはたとえて具体的に言いますと、どういふような場合のことを考えていらっしゃいますものか、ちょっとこれ具体的に御説明願ええないものか。

○政府委員(松尾泰一郎君) 第十六条の第二号の「主務大臣が定める数」でございますが、これはもちろん、この検査を公正適確にやれるとい趣旨からでございまして、輸出額を基準としたしましてどの程度の人数があれば可能であるかということを判断をしてきるわけでござります。

それから四、五の、民法第四十五条の規定により設立された法人であつて、この問題は、新法におきまし

ころが、大きな変った点でありますと  
ころであります。要するに、民法上の公益法人を  
頭に考えておるのであります。なお、  
「その役員又は社員の構成が輸出検査の  
公正な運営に支障を及ぼすおそれがない  
ものであること。」というこの点で  
は、まず、その設立された機関は公益  
法人でありますと、その役員または  
社員の構成が、必ずしも輸出検査の公  
正な運営ができるかできないか、疑問  
の場合も予想されるわけでございま  
す。そこで、その指定検査機関の役員  
または社員の構成は、常に中立性を保  
持し、検査業務の公共性を侵害され  
ないようにする必要があるわけでありま  
す。従いまして、いわゆる業者の影響  
力を検査の面で受けることがなく、公  
正な検査活動を守る必要があろうと考  
えられるわけでありますと、かような  
規定にしたわけであります。

それから第五号は、別段御説明を申  
す必要はなからうかと思います。

第六号の「輸出検査の運営を適確か  
つ円滑に行うに十分な経理的基礎を有  
するものであること。」この点は、一言  
に申しますと、弱体な公益法人を排除  
するという意味であります。これは、  
検査数量がある期間種々の原因で皆無  
となるとか、あるいはまた激減したと  
き、その赤字に耐えられないで、直ち  
に輸出検査員を多数解雇する事態が発  
生するといったと、その後輸出が  
原状に回復しても、再び輸出検査員を  
集めることはなかなか困難となるわけ  
であります。かような意味から、かり  
に検査数量が短期間激減をしても、十  
分な経理的な基礎を有するといったま

すれば、かかる事態の発生が防止められるので、かような規定を設けんとするものであります。

それから、七の「その指定をする」とによつて申譲に係る指定貨物の輸出検査の能力が著しく過剰とならないこと。」これは指定検査機関の数の制限でございます。検査機関ばかりに乱立を許さるとするならば、自由競争の結果、甘い検査が行われる危険があるわけであります。かよな配慮のもとに、この規定を設けまして、指定の数を制限しようとするものでござります。

○白井勇君 この第七の場合、一つの品目につきまして、二つの検査機関といふものを考えておられるのでありますか、あるいはそういうことがここにありまする通りに能力の過剰になる、こういう考え方でこの第七というものは入つているのでありますか、そこはどうでありますか。

○政府委員(松尾泰一郎君) もちろん、検査機関が重複をしないことは当然であるわけであります。現状下におきましては、若干その例外はあるようだございますが、ただいま申しますように、原則にあくまで一つというふうに考えております。現在の例外のあるものも、できますならば一つになるように、ひとつ指導をいたしたいと、こういうふうに考えております。

○白井勇君 そのところは非常に大事なところだと思いますが、またいざれ機会を見ましても、もうちょっと上の方の御意見等もまた聞かしてもらいたいと思います。

それから、四十条の中に、立ち入り検査の場所ですが、こういう場合に、

埠頭とかあるいは駅構内とか、そういうふうな場所に立ち入りをしなくてはならない場合、たゞ保管の場所というだけではいいのか。輸出品ですから、あまり駅構内などに立入りをしませんが、埠頭なんかの場合よくあるんじゃないかと思うんですが、それがなぜそういうふうに保管場所というふうに倉庫みたいなことにだけ限定をされたのですか。

○政府委員(松尾泰一郎君) この保管の場所と申しますのは、必ずしも倉庫といいう狹義には解してしないのであります。たとえば自動車道路なんかでも、この保管の場所といいうふうに広義に解釈をしておるのでございます。

○委員長(松澤兼人君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(松澤兼人君) 速記始めて下さい。

○大竹平八郎君 私はこの際、提案があるのであります。ということは、岸外務大臣が經濟外交の確立ということについても非常に強調をされておるわけであります。これが、日本の通商をいかにせんじつめれば、日本が経済外交といふ立場から言いまするならば、われわれの要請なくとも本委員会等に参りまして、その構想を明らかにしてもらうと一すると思うのであります。そういう立場から言いまするならば、われわれが、本日の新聞紙上を見ますると、来る十五日に首相官邸におもな貿易業者を呼んで、この岸構想といふものを、そぞう明らかにするように伝えられて

おるのでありますので、この際、私は  
もはその十五日の日にちの前に長い時間はとらせませんから、外務大臣に御出席を願いまして、私どもとしましては一応質問を申し上げたいと、かよろしくお願ひいたします。

○相馬勘治君　ただいまの大竹委員の提案、私大賛成です。先般の委員会で貿易事情の質疑等をした場合にも明らかでありますように、かなり現在の段階では、貿易問題を論議する場合に、外務省の意図並びに現在までのやり取り等が問題であろうと思うわけです。然いまして外務大臣としての岸さんをこへ呼んで質疑をするということには、全く私ども賛成です。

○委員長(松澤兼人君)　大竹委員からただいまの提案がなされましたし、相馬委員から賛成の意見が述べられました。さよう取り計らうことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(松澤兼人君)　異議なれば、その日時は大竹委員から御希望がありましたようでありますから、予算委員会その勘定案いたしまして、政府に申し入れることにいたします。

ざいませんか。

暫時休憩いたします。

午後零時三十六分休憩

午後二時一分開会

○委員長(松澤兼人君)　休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

○白井勇君　もう少しお尋ねしますが、四十三条のこの「異議の申立」が、「処分のあつたことを知った日から三十日以内」というのですが、どうもそ

のちょっとと長過ぎるようにならんのです。

がね。普通の格好で言いますとそこに検査を受けまするのは当然これは立ち会つてゐるわけです。それが納得いくかいかないかというよくなことは、すぐその場において大体判定する問題が非常に多いと思います。もちろん、これは機械検定等を要する問題もありましょから、異議を申し立てるにつきましての準備もありましょうけれども、三十日もやはり間を置かなきやならぬのか、その辺のことをもう少しつめる必要はなかったのでしよう。

○政府委員(松尾泰一郎君) 現行の輸出品取締法では、その不服のある者が処分のあったことを知つてから、異議の申し立てをすることができる期間につきましては、何ら規定がないのです。ですが、まあ、一応新法におきましては三十日以内というのが適当ではなかろうかということで、一応区切つたような次第でござります。

○白井勇君 それから四十五条、手数料の問題ですがね、これは先ほどもどなたかの御質問がありましたが、これももちろん受検者のためにも最小限度必要な経費といふものしか取らないような方法が正しいんだと思うのですが、ただ輸出品ともなりますといふと、やはりけさほどの話に出ておりました通りに、貿易上の波といふものが非常にあるわけです。権威ある検査を実行して参りますには、やはりそういう場合のことを考えて、いろいろ手数料といふものもきめておいて、余りますれば、けさほどのお話をありました通りに特別の積立金にしておいて何とかするというような、不況時に備える組織も当然必要なわけでありまして、その辺のことを考えて手数料というものが



検をきめて、そりとしてそれに表示をしていく。こういう行為は、そういう場合に限って國の検査機関あるいは特別に政府が指定した機関がこれを行つていいのだ。こういうような、何か規定がありませんというと、この二十八条の法文があつてみたつて、実際上運用が制限された意味のないものになるのじゃなかろうかと私は思うので、これは一つ検討をおき願います。

それから、けさもちょっとお詫しもありましたが、合格、不合格をきめために、あるいは等級表示をするほかに、貿易の取引上検査証明書というものを出しておる格好なよらなんですね。そういうことなんですね。そうしますと、これは検査を受けまする者に手数料と同様な非常な負担をかけていくわけでありまして、法律から言いますと、そういうことこそ、やはり法律でかつきており受検者の負担になるようなことを、手数料と同様に經營者の負担といふようなことで規定を設けておかなければならぬものであろうと思うのですが、この法案にはそういう条項がないわけですね。そこら辺どういうふうにお考をになるのですか。

機関またはこの指定検査機関、主務大臣が指定したもの、こういうことになっておりますので、そういう臨時または突発的な場合におきましては、國の検査機関が、検査の代行といふと若干語弊がござりまするが、その期間中は國の検査機関が検査をやり得るわけでございます。別段新しい条項を設けずともやれるのではないかというふうに考えております。

それから検査手数料以外の証明料等につきましては、これは普通の事務であり、受益者が当然負担すべき手数料でございますし、また、その金額もさしたるものでもございませんので、法律に明定をしなくとも差しつかえはないのじやないか、こういうふうに考える次第であります。

○白井勇君 ただ、今の証明の問題ですね、これは希望あるものだけですが、実際問題として、取引上検査証明といふものは、当然ついているよろくなんですね、迷子じやないけれども、取引の一件ごとについている。証明受け取ることに百円なら百円というものを納めるわけですね、ですからそういうのが常態なんですね。ことに輸出貿易でございますと、中にはたとえさらに入国の検査證明がなければ困るというような取引もある。そしますと、それは検査機関であれば業務規程であなた方監督できるのだとおっしゃるかもしませんけれども、とにかく検査するにこりうるもののはやはりある程度法案にかききと規定するというのが國民の利益を守っていく建前上、当り前のよう

に私は思うのですが、これは一つ御検討願つておきたいと思います。  
それから私ももう一つこの法案でちょっと落ちてゐるのじやないかと思いますことは、検査といふものは基準がきまって、それから検査をする機関がきまつておる。ものさしがきまつて検査する機関もきまつておるということですが、それならばそれをどういうふうにやっておる。ものさしがきまつて検査業務におきまして非常な重点になつておるのですね。けさほども豊田さんでしたか、抽出検査なり、あるいは毎個検査といふことにつきましてのいろいろ御注文がありましたたが、ああいふうに、そのやり方といふものは非常に問題なのです。ところがこの法案を見ますと、そういう大事なやり方といふものを規定した条項といふものはないようになります。これはもちろん法律そのものではこまかいことは規定できないわけでしようから、少くも省令なり、政令に譲るような条項が、どこかになければならない筋合いだと思うのですが、それがないのです。それが私どもふに落ちないのであるがね。

とというふうになつておるわけであります。現状は大体そうであるわけでありますするが、確かに御指摘のように重大な問題のようになりますので、今後は検査方法を基準に入れて解釈をしてみたい。従つて主務省令をもちまして、いわゆる從来の慣例である検査基準のほかに、検査方法も入れて省令で規定をしたい。言いかえてみますと、この検査基準を若干広義に解釈して参りたい、こういうふうに考えておる次第であります。

○白井勇君 それは私は立法のしろうとでありますからわかりませんけれども、少くも、ここに出ております第二条の品質の検査の基準と申しますのは、これはどこまでも基準であつて、ほかの次に出て参ります条項を読んで見れば、とにかくこの二条の基準を引いておりますものは、とにかく基準に適合しておるかどうかということについて検査をするのだ、こうしたことについて検査の方法といふものをこの中に含めたような考え方で第二条に書いておる。私は三条以下の各項の引用からいたしましてそういうのです。特にその検査の方法が必要でありますところは、たとえば包装等におきましては省令で定める検査方法によつてと、いうふうに、はつきり方法といふものは別に書き分けをしておるわけでありまして、少くも私はこの法案を作りました場合におきましては、そういうよしな考究方でこれは作文していないと私は思うのであります。これは何か考えなければならぬ点じゃないかと、こゝ私は思つておられます。

査機関をそれから指定検査機関、この機構をどうしていくかといふような大きい問題、それと指定貨物との関係もありますが、そういう検査機構をうふうにやつていくか、それから大きな問題は直接また責任者に次の機会に御質問を申し上げたい、こう思っていますので、その点は今日は保留いたしましてこれで終りたいと思います。もしこうしてあります予算的措置の問題、そのほかほどお話をありました検査員の身分保障の問題、それからまた十条の特例をどううふうにやつしていくか、それから大きな問題は直接また責任者に次の機会に御質問を申し上げたい、こう思っていますので、その点は今日は保留いたしましてこれで終りたいと思います。もしこうしてあります予算的措置の問題、そのほかではこれは責任ある答弁ができるないということがありますれば、相当してお題等につきまして、通産省におきましてはこれは責任ある答弁ができるないといふことになります農林省なりの責任者の方が出られますよう、委員長におかれましてお手配をお願い申し上げたいと思います。一応これで今日は終りたいと思います。

ことを政府は強い決意をもつてうたつておられるのでありますから、当然に企業の合理化というものが強力に推し進められていくということになるわけであります。しかしながら、ここに企業と申しましても、大企業はすでに合理化をはかるための租税の特別措置等が講ぜられておるのでありますけれども、中小企業に対しましては、はなはだ残念ながら放任の状況にあるのであります。この中小企業者の製品が今日本の貿易輸出商品に占めておりまする量からいいまして、これが当然に合理化を強力に促進していくといたしますならば、中小企業者の諸君は、企業の合理化をはかつて参りまする余力を持たないわけであります。従いまして今中小企業が立たされておりまする事情からいたしまするならば、私は系列産業が中小企業の中に進出をして参りまして、中小企業が非常に困つておるというよくなどころへ、さらにこの法案が出て参りまして、嚴重なるところの検査が行われ、さらにそのために合理化が強力に促進されなければならぬということになりまするならば、この法案の実施の曉に対しましては、中小企業の死命をも制するといふようないといたしまするならば、これに対しまして、政府はどういうな考え私はこういう工合に考えておるわけであります。もし、私の考え方が誤りでないといったしまするならば、これに対しまして、政府はどういうな考え方で企業の合理化をはかつていかれようとするのであるか、また、大企業の系列産業の進出によりまして困つておりまするところの中小企業に対しても、今までの政府の施策といふものは、非常に貧乏きわまりないものでございま

す。さらにに加えて、こういう法案が出て参りまして促進をするのだ、こういうふうな決意を表明をされておられるのでありますから、当然にこれに対する限りにおきましては、この法案と並行いたしまして中小企業合理化に対しまして、いかなる施策の持ち合せがあるかどうか、この点をまずまつ先にお聞きいたしたいと思います。

○政府委員(松尾泰一郎君) この企業合理化、特に中小企業の合理化問題につきましては、やはり私はお答えする資格がないかもしませんが、実はここで「企業の合理化を促進し」云々と言っておりますのは、最近の貿易の国際競争の傾向から見まして、企業の合理化を促進し、生産性の向上をはかることが緊要と考へておるわけでありまして、この輸出検査を強化し、我が國輸出品の価値の維持並びに向上をはかることが緊要と考へておるわけでありまして、この輸出検査法案自体におきまして企業の合理化を促進するということは、これは非常にむずかしいことでありますと、検査法案の趣旨からいいますと、企業合理化の促進を別段考へておることはないと言えませんが、検査法案そのものはあくまでも輸出品の価値の維持向上であるわけでありまして、間接的に合理化の方に問題が移ることはないわけであります。回り回り声の維持向上であるわけであります。で、まあ御指摘の中小企業の合理化

化の問題につきましては、あるいは中小企業庁長官あたりが答弁をされる方が適當かと思うのでありまするが、われわれこの輸出検査を担当する側いたしましても、いわゆる検査基準の設定につきましては非常に慎重を期し、中小企業に不測の圧迫にならないようにおきましては、漸進的にやりたいと、こういうふうに考へておるわけであります。

るところの今の中小企業の諸君には、とてもじゃないが、合理化などやつてゆけるだけの余裕はないのです。従いまして、この法案が成立いたしますすると、当然に個々の中小企業みずから、この検査に合格しよろとするところのいい品物を作りまして、いい品物を作るためには、やはり合理化しなければならないというところの必然的な要請が起つて参るわけでありますので、従つてこの法案が実施されますするというと、中小企業の命取りにならないとも限らない、死命を制するといふような、重要な意味をもつてくれる、こういうようなわけで、私はお尋ねをしたのでありました。しかし、まあそういうことで、まだ内部的に中小企業等の関係において御相談をしてないときおっしゃるならば、それをしたときには、私はお聞きしてもいいと思つておりますが、私は以前におきまして、中小企業の合理化を促進するため、中小企業の合理化金庫といふようなものを作つて、そつとして国際競争に打ち勝てるというところの強い基盤を打ちたてる御意思はいかどうかといふことの質問をいたしたことがあつたのであります。こういうような問題について、まあ通商局長からお答えができないければ、次官も幸い見えておられますので、次官の口からでも御答弁が願えたら大へんに仕合せだと思います。

あ島さんの御指摘の通り、非常に合理化が促進されてきておる。しかし、この促進されているものと並行して、やはり輸出というものが当然多くなるということでござりますので、それに対して、今日この法案を提案をしたような理由でありまして、ただ、中小企業者を苦しめようというような考え方ではなく、こういうような機関を設けて、より以上生産の向上をはかつて、そうして輸出産業を拡大してゆきたい、こういうのがこの法案のねらいだと、こういうふうに私は信じておるわけでござります。

○島清君 この問題はいずれまた、適当なときに質問をしたいと思っておりますが、この生産性の向上といふ意味について、この法案と関連をいたしましてお聞きしたいと思っておりますが、企業の合理化を促進して、生産性の向上をはかるということは、企業の合理化と、生産性の向上は、これは不可分の関係に立つておるようございますけれども、企業の合理化を促進して、生産性を向上するという生産性の内容でございますね、これについて御説明を伺いたいと思ひます。

○政府委員(長谷川四郎君) 今大きく展開されておるところの生産性の向上と、こういう考え方をもつて現わしておるのは私はないと思ひます。要するに合理化が促進していくことになれば、生産性といふものは、おのずからそこに向上していくのだ、こういふふうな考え方を持って、ここに提案しておる、こう考えております。

○島清君 私は内容的にもつとお聞きしたいのは、大体生産性といいます

場合に、非常に生産性の言葉の意味があいまいに使われておりますので、これを非常に遺憾に思つておりますが、それは生産性の向上といふ場合に、やどもいたしますと、労働生産性の向上といふことに使われる面が非常に多いのですね。たとえば労働者が今まで十のものを作つたけれども、十二のものを作らせるのだ、こういうことが生産性の向上であるかのごとくの錯覚のもとに、この言葉が使われてゐる。従いまして私はこの法案の提案の理由の中に使われております言葉は、そのまま普通使われております労働生産性の向上といふ意味なのか、それとも非常に良質な品物を作つていく質的な内容の意味なのか、量的なものであるのか、こういうようなことについて一つお聞きしたいと思います。

ばならないのではないか、それはすなはち、輸出産業は中小企業を基盤とする日本の現実の姿からいった場合に、輸出検査法というものは強化していく、そして御承知のことく、たとえば中共の問題等も、そういうことのないよう向上させていく。こういうような考え方からこう言つてあると考えております。

○島清君　自余の問題については討議の範囲に入りますので、私はこの問題については、また後日時間を持ちよだいすることにいたしまして、質問をこれで打ち切ります。

○阿見根登君　ちょっとくどくなるようですが、輸出検査法と企業の合理化、生産性の向上といふのは、どういう関連があるのか、この輸出検査法が成立すれば、企業の合理化を促進し、生産性を向上しといふ理由になつておるが、検査法が通れば、どうして企業の合理化がされるか、あるいは生産性が向上するのか、今の点でちょっと食い足りなかつたから、はつきり教えてもらいたい。

○政府委員(長谷川四郎君)　この法案が通過したからといって、生産性が向上するとかいろいろな考え方は、この法案そのものにはないと存じます。要するに、申し上げたように、国際競争といふものに耐えられなければなりません。そういうよくな点から考えたときに、ますます御指摘のように合理化が促進されば、いろいろの生産が拡大して、その上に立つて、その上に国際競争に耐えられるように、つまり育成をしていかなければならぬ。それには保護をしていかなければならぬ。保護といって言葉がいけなければ、それ

○阿具根登君 風が吹いておけ屋がもうかるということになつてゐるようでございますが、それは、検査法を実施すれば、それに伴う何か保護政策を考へておられるのかどうか。そらしなければ、検査が厳重になればなるほど、生産性という問題も一応考えられなではないけれども、この検査法のみを考える場合には、何ら関係ないはずであります。また、合理化の問題もその通りで、合理化も、生産性をここで強調されるならば、それに対応する施策があるはずだ、合理化するためにはどうするのだ、生産性を向上するのはどうするのだということが、あるはずでございますけれども、輸出検査法案の説明の中に、それが強調されているというのがわからないのです。

○政府委員(長谷川四郎君) 私たちの考え方といいましょうか、政府の考え方としては、日本の輸出計画というもののもちろんありますから、また、日本の産業の実態といらもの現実のままの姿でいこうとは考えていない、より以上拡大していくるというような考え方は、持つてゐるわけでござります。しかし、その問題と輸出検査法といふものは、要するに、申し上げたような企業の合理化がされていく、また生産性といふものが大きく向上されいくだろう、そういうふうになる面と並行していくくといふ一連の関連はあるはずでございます。従つてその面と、またこの提案をなすっている理由といふものが、ここに何ゆえに書き立てら

られたかというのは、要するに、そういう関連性はあるけれども、輸出検査といふものは、すなわち国際競争に耐えられるだけのものでなくちゃいけないのだ、こういう考え方をもつて提案をしているのです。

○大竹平八郎君 一点お尋ねいたしましたが、本案につきまして、時折新聞あるいは業界の機関紙等を見ますと、本案提出の大きな理由が、先般北京で行われました日本商品の展示会のときに起きました粗悪品の事件、これに非常に刺激せられて、本案の骨子になつた、というようにも聞いておるのであります。私が先般石橋通産大臣に、この問題につきましては、警告的な御注意を申し上げたのであります。今も政務次官から、中共云々という問題も出たのであります。これはやはり世間で言ふがごとく、私が申し上げましたようなことが、大部分本案作成の中心になつてゐるかどうかということをお尋ねいたしたい。

○政府委員(長谷川四郎君) 私はごく卑近な例をとつて申し上げたのであります。要するに大体今クライムの、先ほどもお話を申し上げました通り、クライムが総額の五五%もあつたといふような一つの例があるわけでございまして、その問題を一つ取り上げて、ここでは全般から見えたときに、このクライムというものを、なるべく今後少くしていかなければならぬ、こういうような考え方から、日本商品というものを国際的に高めていく上について必要なこと、こういうふうな考え方を持つておられます。

○大竹平八郎君 この前、石橋通産大臣にも申し上げた通り、日本の輸出

は、御承知の通りその六〇・九%といふのが、大体中小企業の手によつてまかれてゐるわけなんでありまして、今、政務次官の御答弁で、必ずしも中共の商品展示会が骨子になつたわけではありませんが、この際、私は関係当局に由し上げておきたいのであります。が、ある事件があまりに日本の閣僚諸公のこけんのなさと申しますか、これは御承知の通り、これはまあ松尾局長がそこにおられて御存じだと思うのであります。が、検査の責任はその当時の話し合ひの結果、むしろ中共側にあつたものもあなんであります。しかし、中には石橋通産大臣も言う通り五十円の万年筆が使い方わからなくて、これが粗悪品の中に入つていたものもあとでわかつたといりますが、少しき閣僚がこの中小企業の実情とか、あるいは大きくこれの国際的な影響といふようなことを言っておるので、少しき企業のまあとして雑貨工業の手えられた影響といふものは非常なものであります。日本のいわゆる雑貨工業といふものは、悪いものだといふらなければ、テルさえも張られておるわけなんでありまして、あとから中共当局の方から、あんまり騒がないで下さいといふ

よう、遂に日本の方が慰められるというような醜態があつたわけなのあります。ですが、今もつてその影響といふもの、中小企業の輸出の上に大きな重荷になってきているのであります。が、これをどうか一つ政府当局としても十分御留意され、善処を一つ願いたいと思うのであります。がなおこの点について松尾局長に御意見を伺いたい。

○政府委員(松尾泰一郎君) 先ほども政務次官から御答弁がありましたが、今度の検査法案はかねてこの中共の即売会において問題が起ります以前から、法制的に見ましても、現行法ばかり不備な点を持つております。また、実情から見ましても、いろいろ工具の悪い点もありますので、改正をしたいということで、研究を進めておつたのであります。中共のこの即売会の問題から、特にあわててこの新しい検査法案の制定にかかるためには、どうもないのであります。その点は御了解を願いたいと思います。

それから次に、この中共見本市のときの即売会のいろいろの問題につきましては、今お話をございましたように、若干新聞報道等は大げさに伝そられたことは、事実でございます。が、中には確かに検査機関の手落ちとも思われるものもあつたわけであります。それにつきましては、午前中にも御説明申しましたように、業務停止等の措置も講じたよな次第であります。それらの事件が雑貨工業の上に、非常に悪影響を及ぼしておるのではないのかといふ点であります。あるいは気分的にそういうふうなこともないとは思えないとと思ひます。が、しかしながらそのうちの一つは、松尾局長に御意見を伺いたい。

がら、御存じのように戦後におきます。日本の輸出品の声価といふものは、非常によくなりつたるわけであります。いわゆる戦前は御存じのように日本品は安からう悪からうといふことがあります。もう日本品の代名詞は安からう悪からうの品ということすら言われたのであります。ですが、戦後おそろい日本品に対する感じの残つているところもあるわけではございますが、最近はかなり一般産業水準の向上と申しますが、各般の進歩に併しまして、いろいろな面でよくなつてきることは事実であります。特にまあ私のねむか在米勤務の経験から申しましても、一般的に申しまして、日本品の雑貨に対する評判は、非常によくなつて参つておることは、間違はないのであります。特にこの輸出品における雑貨の占める地位は、非常に大きいことは御存じの通りであります。われわれとしたまでは、この重要な輸出品としての雑貨が、今後ますます品質も向上し、外国により多く売れるようになりたいとしておるのはござりますが、他方、いろいろの競争関係から見まして、これは外国との競争のみならず、国内の業者同士の競争が漸次激烈になるとというような関係からいまして、戦前と比べて、品質はかなりよくなつたとはいうものの、価格の引き下げ、ひいては品質の悪化といふような面が、現実の事例として多々起きておるわけであります。そこで、この際そういう品質の維持向上をはかり、この輸出貿易の健全な発達に資するといふことで、この新しい輸出検査法を制定しようと、もうしたことになったのであります。が、これも従来の輸出品取締法と比較

して見まするならば、相当の改善、改革ではござりまするが、戦前の法規と比べますと率直に申しまして、戦前の例におおむね返つたということでありまして、従つてわれわれ事務当局いたしましては、時期がおそかつたくらいに考えておるのであります。この新法が雑貨工業に悪影響を及ぼすものだということは、どうも考えていないのであります。ますます雑貨工業の製品がよくなるよう、また、その輸出がますます伸びるようになれば、期待もしているような次第でございます。

かあるのかどうか、検査だけきびしくして、そうしてその値段については、たたかれるだけたかれておつて、今のような姿でやつていくならば、中小企業は検査のためにかえつてつぶれていく、こうしたことになつてくると思うのです。品質はいい方がいいのだけれども、値段は安い方がいい、こうなつてくるんだと思うのですが、その場合に中小企業に対する保護的な考え方があるかどうか、それを局長にお尋ねします。

をして、輸出秩序を確立する。あわせて品質につきましては、この今度の輸出検査法でもって最善を期したい、こういうふうに考えておるわけであります。

○阿具根壹君　そうしますとですね、品質と価格というものは、これは政府は何も関知しない。価格の方は別の方でやつて、検査だけはやるんだ。いわゆる検査をする場合には、一つの雑貨物にしても、価格がこのくらいであつたならば、これ以上の品質でなければできない、こういうものがあるはずだと思うのです。そらしなければ、同じ品物でも、まあ万年筆が出ておりますから万年筆にしましても、千円の品物と百円の品物だったら、百円の方が悪いことは当然のことですござりますから、そういうことについて、どういうふうに考えておられるか。

○政府委員(松尾泰一郎君)　お説のように、その品物の価格と品質が密接な関連を持つことはもちろんでございまするが、今度の法律におきましては、いわゆる日本の輸出品として、国際競争場裏におきまして、恥かしくないものを出そりといひ、いわゆる最低基準を押さえる検査法であるわけでありますので、もちろん、この取引の実態におきましては、それ以上の基準におきまして、値段との関係でいろいろのプラスの輸出があることは当然であるわけであります。この輸出検査法案の目的としておりますのは、いわゆる俗に申し上げますならば、国際的に見て恥かしいような、いわゆる安物を輸出しないという、そういう最低を押さえようということであります。しかしながら、その上の段階におきましても、い



この検査法は出したのだ。一方、輸出を伸ばすためには、外国との競争力をつけなければならぬ、その競争力をつける方法として、国内企業の合理化をやらなければならぬ。ことに輸出につけて大きい関係を持っているこの中小企業の合理化も、私どもとしては今後ますます進めるという意味で、ここへ書いたわけですが、この中小企業の合理化も、私どもとしては今後ますます進めるという意味で、ここへ書いたわけですが、この中小企業の合理化も、私どもには、政府としても今までいろいろの施策をやっております。まず機械の近代化ということをやらせなければいかぬというために、金融の措置、それからまた、設備合理化のためのいろいろな国費の補助というようなものも考えておりますし、また、合理化の中に当然含まれます技術の向上といふようにするためにも、輸出については特にいろいろな助成を行なって現在やっていますが、本年度も同様にそういう面に予算でも考えておりますし、また、金融面において、特に今までよりは、相当財政資金も強化するという方向でやっておりますし、また、これは非常にむずかしい問題で、この間衆議院でも怒られましたが、今の生産性向上運動といふことを、政府が金を出してやっておるわけですが、これが従来ただ外国のいろいろな観察をやり、向うから技術家への招聘をする、技術の交流といふよりも、まだ生産性本部の仕事はあります、これが従来ただ外国の結果を上るような、ほんとうの指導といふことをやる仕事はこの二、三年やつておりますが、これを国内で実際に成り立つおりません。ですから、今私ども

もは関係省でいろいろ相談しておりますが、生産性向上運動も、政府で一応の計画を立てる、計画は政府で立てて、そしたら、実施を今のような生産性本部にやらせると、いろいろに、これをもう少し積極的に考えなければなりません。このうえで、今関係当局間で相談をしておりますが、そういうところまで労働者の協力なくては、ほんとうの生産合理化とか生産性の向上といふものは、効果を認められないといふところにぶつかっておりますので、私どもは今までのようないくつかの近代化という方向から、さらにこういう中小企業のいろんな労働体制の問題にまで入らなければいかねんだろうと、こういう段階になつておりますので、この点の関係当局の相談は、現在やつておりますが、そういういろんな施策を通じて、輸出産業の合理化といふものへは相当今まで力を尽しているつもりでありますし、今後もこれは推進するつもりでございます。

そこで、この法案に関連をして、今おしゃつたように、理論上はそういううとなんです。りっぱな品物を作つて、いい品物を作つて、國際競争に打ち勝てるために、検査を厳重にしなければならないということは、理論上はその通りなんです。しかしながら、検査をいたしますする商品を生産をいたしましたする商品は、やっぱり中小企業である。その中小企業が、この合理化を促進されることは、今は耐え切れない、そこで、大臣が強い決意を表明されたのに、それがとこの法案と関連をして、特別に企業の合理化の促進は、こういうものがいるんだというところの配慮が、当然になされなければならないんじゃないのか。一般論としてじゃなくて、この法案と関連をして当然になければならぬのじゃないか。そこで、これにはそれぞれどういうことが用意をされているんだ、考慮をされているんだといふとがあるならばお聞きしたかった。一般論としてじゃなくて、この法案と関連をして、具体的にお聞きしたかったです。

で、中小企業の合理化は一般政策として当然やつしていくべきものでしょ、に輸出に關係する中小企業の合理化やりたいといひで、それに対するわれぞれの施策を講じておる。この傾向をさらに私どもは促進しようといらとございまして、この法案との直結關係した施策というふうには考えておりません。

○島満君 そういたしますと、特になどは中小企業の現状を非常に心配しておりますので、この法案の実施によってされた暁に及ぼす影響について、この点い方が、今後ますます合理化を促進するということについて、非常に特異な感じを持つたわけですがこれは單に政策のあやであつて、特別にこれを実現させるために、合理化を促進しなければならないというような考え方ぢやないと、こういう立合に了解していいわけなんだとございますね。

○國務大臣(水田三喜男君) 大体そでござります。

○島満君 そこで、そうであるといしまするならば、私は、質問といふよりも、あるいは提案の理由からこれ削除していただきかどうかといふことになると想うのですが、特に御注文をし上げておきたいことは、今中小企業が困つておりますことは、戦争前違いました、戦争前でありますると、大企業は軍隊のはこによつて海外の土に進出ができたのですね。そこで、企業と中小企業との關係は、戦前車、親子の関係において両立できたのです。ところが外国の方に進出ができるなくなりましたから、国内においてして企業が膨張しますると、中小企業のうちに中小企業の形をとつて系列の産業をして進出して行くのですね。そういう

て、貿易も、中共貿易というものが、私どもの口から言わせるならば、政府のむしろ非常な援護を受けてそうして中共貿易といふものが盛んに宣伝をせられておりまするが、実績といふものは必ずしもそう上つておるのではないのでありますて、ずっと前の金額はちょいと、一昨年の中共に対する輸出は二千八百万、輸入は逆に八千万、昨年は輸出が五千三百萬、輸入は相變らず多くて八千三百万、これに対しても台湾の方は、過去数年間の貿易協定が大体遂行せられて、いっておるのであります。一昨年は輸出が六千三百万、輸入が八千万、昨年は砂糖の貿易の問題に関連をいたしまして、非常に輸入が少くなつて、輸出は大体七千七百万で昨年の七千六百万ドルの協定を突破しておるわけであります。それから輸入は先に申し上げました砂糖が非常に少なかつたので四千五百万ドル、こういうような数字で中共と台湾と対比いたしましたるというと、目の中に入るような対台湾の貿易といふものが実に大きいものであるということが一般に認識をされるわけであります。しかも、協定国、二十四カ国中におきまして過去數年間におきまする日台貿易の協定をうものは、非常な成績をもつて今日まできておるのであります。

に考えていただかなければなりません。ことは、台湾 자체といふものには、かつてわれわれの同胞でありまする六百五十分万という人々が現在台湾に生活をしておるのであります。おそらく世界広いといえども、これくらいたくさんの人間が、いわゆる親日性を持つた人間といふものは、世界広いといえどもいるのです。それは五十数年前に日本が領有してから今日まで、日本の産業規格に合ひよううな方針で、いわゆるしようらいの島を蓬萊島としてきたわけであります。こういう点から考えまして、対台湾との貿易は非常な特色的な一つの私たちのはケースであると、かように考えておるのであります。従いまして、通商当局あるいは外務当局等は、過去の日本と台湾、それからそこにおります台湾人のとの関係からいたしまして、わかってはおるようですが、政府の一部におきましては、これに対しましてことにその理解度が少いといふような点が多いのであります。こういう点から考え方まして、せつかくスムースにいくべきところの貿易といふものが、非常なわざかのこととに端を発しまして、両民族の感情上の問題にまで爆発をさしてくるといふようなことが過去にもあつたのであります。こういう点につきまして、ただいま開催中の日台貿易、しかも東京で開催されておるのであります。台湾国民政府の希望といつてしましては、昨年の七千六百万ドルを上回る大体一億三千万ドルくらいの目標にしておるよう聞いておるのであります。こういうよくな一連の問題に対しまして、責任者でございます通

○國務大臣（水田三喜男君）　日本と台灣との関係は今御指摘の通りでございまして、私どもも日台の貿易は今まで非常に順調にうまく行っておりますので、今後もこの関係をさらに良好ににして拡大したいと考えております。で、今別に問題はございませんが、昨年の協定によつて、大体の日本の目標額、米を買う目標額は十五万トンでございましたが、実際には十万トンしか日本は買ってなかつた。でこれを何とか実行をしてもらいたいということが、交渉が沸騰している理由だと聞いておりますが、これは昨年、最初そういう予定を立てるときには、豊作が二年あるかどうかわからぬ、というときでございましたので、一応の目標としてそういう目標を立てたのですが、實際になりますといふと、去年もやはり一昨年と同じような豊作だったと、従つて農林省関係の意向で、どうしても十万トンでそれ以上は買えないというようなことから私どもの方としましては、貿易を拡大するために多く買って多く売るということはしたいのですが、そういう食糧事情のために農林省の意向によつて、これが目標額まで買えなかつた。こういうことが現在二月二十日から始まつた交渉のうちで、つかえていると聞いておりますが、この問題度の目標といふものをお互いて示し合つて、今の貿易協定よりもっと拡大した協定ができる、日本、台灣の関係はもつとよくなるのじやないかと考えております。また、そらうしたいと私は考えております。

御承知の通り当時の協定というものが履行せられないで、昨年の秋に台灣の食糧長官でござりまする季春氏がやつて参りました。当時の河野農林大臣と政治折衝をいたしまして、とにかく一応五万トンといふものを御承知の通り買うことになったわけであります。あとで五万トンの問題が残つてゐるときに、たまたま農省が、非常に日本の引き続く豊作と、それから外米の手持米といふような問題がからんで、どうしても米は買えないといふときには、これはどういふような事情で、あつたか知りませんが、三万トンか、あるいは五万トンであつたと思うのであります。中共から突然米が入つてきただけなんであります。これはいかなる理由で、台灣の方は約束していつたものも履行せられない、しかし、中共からは突然として三万トンか五万トンか輸入したということについての理由をお答え願いたいと思います。

○大竹平八郎君 大臣に御質問を集中する意味におきまして、今大臣の御説明の二十日から行なわれて、交渉のうちで一番問題になつておりますのが、米の問題であるということを御指摘いただきいたのであります。その通りなんですが、大臣のいわゆる政治力を發揮いたしまして、私どもの見解からするならば、昨年の一応五万トンというものを買うならば、おそらく希望の一億万ドルを突破する協定が私はできるのじゃないかと思う。これは大臣もそう考えておられると思うのであります。これがにつきまして特に与党の大幹部であり、そして責任者であります大臣としまして、この五万トンを政治的な立場かな買うという御自信がありますかどうか、それを個いたい。

○大竹平八郎君 御承知の通り、東南アジアの貿易と申しましても、日本側としまするならば、タイにいたしまして、ビルマにいたしましても、そなうなんありますが、やはり米を買ってやらないことには、日本の雑貨工業は輸出はできないわけなんです。そなう意味で、これはただ余分なもの買つともかくとしまして、黄変米でない限りは、これはとにかく十二分に消化をされるのでありますするから、どうか一つその東南アジアのいわゆる特殊事情

といふことに必ずしもなるわけでは、これはとにかく十二分に消化をされないのであります。これがただ買つて使い道に困るというなら、もう一回もございませんが、私は思うのであります。これもまた余分なもの買つてもかくとしまして、黄変米でない限りは、これはとにかく十二分に消化をされないのでありますするから、どうか一つその東南アジアのいわゆる特殊事情

といふことを十分に留意せられまして、御善処願いたいと思うのであります。さらに、これはもう大臣でなくともけつこうであります。局長でけつこうであります、お尋ねをいたすのであります。来年度の計画につきまして、日台貿易の計画につきまして、通産省側の案といふものがありましたら、これは品目におきましても、昨年度の協定は輸入が十三項目、それから輸出がわざかに十八項目、こうなつてあります。まだいわゆる過去の実績ありまして、まだいわゆる過去の実績を双方検討しております。先ほども大臣からありましたように、当面の米の問題を議論をしているという段階でありますので、ここで構想と申しましても、やはりこの輸出入の金額、あるいは品目別の数量、金額を申し上げない

と、御了解が願えんかと思ひます。とにかく交渉前でありまするので、どういふ案を持つてあるかということは、ちよつとこの席上では差し控えさせていただきたいと思うのであります。先ほども大臣から言わされましたように、去年の実績をかなり上回つたところで、いわゆる均衡させる貿易計画を作りました。まだそこまで交渉が行つております。まだそこまで交渉が行つてありますので、これからそういう交渉段階にいるときでありますので、一つその規模は差し控えさせていただこうと思ひます。

○大竹平八郎君 それは御承知の通り輸入関係からいたしますならば、まず砂糖が第一であり、続いて米、塩、こういうことになるのであります。砂糖に対する今年度の全体の輸入計画といふものの構想はどういうよう

な状態になつておりますか。

○政府委員(松尾泰一郎君) 実は、この輸入の方も日下外貨予算の編成中でございましてはつきりと最終的にはきまつておりますが、一応三十二年度としましては百三十万トンから、まあ百二、三十万トンと申し上げておく方がいいかと思ひますが、その程度を考えておりませんが、一応三十二年度としましては百三十万トンから、まあ百二、三十万トンと申し上げておく方がいいかと思ひます。

○大竹平八郎君 貿易協定は一つのまず目標を作ることであつて、これが完遂をするということは、これは理想的であります。けれども、これはどこの協定でも、これが円満に百パーセント完全をせられたといふのは、台湾以外であります。つまり、台湾側の非常に要望するところは、御承知の通り台湾の経済規模といふものは非常に小さい。そして砂糖自体といふものが輸出の、向うから言わせるならば大宗になつておる。また、日本側から言いまするならば、砂糖に見合わして輸出としての大宗は御承知の通り肥料であるが、昨年のことと

ここに、疏安のごときは二十七万六千八百五十トンといふうに台湾に大きく出ておるわけなんでありまして、先方から言わせるならば、砂糖が日本に輸出できるかできないかといふことになりますか。

○大竹平八郎君 この計画目標案は、実はもちろんあるわけでござりますが、今この席上で交渉を前にして御説明申し上げるのは遠慮した

い、こなう意味でございます。

○大竹平八郎君 それでは少し話題を転じまして、昨年は御承知の通り、昨年、本年とかけて砂糖相場といふものは非常に乱脈を来たしておりまして、そういう意味において、この日台貿易の結果論になりますが、非常に遺憾で

あつたといふことは、これは向う側にも大いに反省を促すべき点はございま

したし、わずかの値段の問題で砂糖を計画通りに取りそなつた。たしかに、この結果論になりますが、非常に遺憾でござりますが、過去におきましたは、かなり日本側が国際価格より高い台湾の砂糖を買いまして協力してきましたといふ。まして、いろいろの問題が考えられるのでござりますが、過去におきましたは、一番新しい台湾との間におきました

か、最近の国際価格の趨勢から見て、

今はあまり虫のいい要請については、

長い歴史もあるわけであります。ところ

で、一番新しい台湾との間におきました

械、設備を必要としておるわけなんではありませんが、昨年の協定におきましては、鉄鋼製品及び非鉄金属等を合せまして大体千二百五十万ドルといふことが去年の協定なんありますが、これがございませんから申し上げませんが、こういふうようにこの経済自立計画に向うがとつております以上、何か機械関係等の、これはまあ非常に設備機械が多いようであります、そういうものは貿易計画の中に入れないで、何かこう独立した一つの計画をされてはどうかと思うのであります、これについて御所見はいかがでありますか。

○政府委員(松尾泰一郎君) 確かに最近の日本から台湾への輸出状況を見ますと、台湾の経済建設に伴いまして、機械類の輸出が逐年増加をして参つておるのであります。そこで今先生が御指摘になりました別ワクにいふ趣旨が、どういう意味か、少し理解しがたいのでござりますが、要はこの決済問題ともからみますので、先ほども申しますようにオープン・アカウントの決済で参りたいということを申し上げたのであります。そこでこの台湾向けの輸出品の数字は、いわばまあ目標でござりますが、われわれないわけでございますが、われわれとしましては、現在及び来年の貿易情勢

のではないかと思うのであります。別

うがとつております以上、何か機械関係等の、これはまあ非常に設備機械が多いようであります、そういうものは貿易計画の中に入れないで、何かこう独立した一つの計画をされてはどうかと思うのであります、これについて御所見はいかがでありますか。

○政府委員(松尾泰一郎君) 最近の日本内地におきます石炭の需給状況にかんがみまして、できるだけ近隣の諸国申しまするならば、非常に今石炭飢餓を云々せられておるわけになります。それで今粘結炭の問題につきましては、日本の八幡、富士、日本钢管等の大メーカーが中心になりまして、この粘結炭の輸入について国民政府当局と折衝もせられ、さらにまた、調査員を先方に派遣をせられておるよう聞く聞いておるのであります。それからそ

のほか普通の燃料炭であります、これが世界的な好景気によりまして、台湾側といいたしましても、このころは相

当需要が多いわけであります。しかし、需要が多いと申しましても、少し

く日本的新しい技術をもつて開拓をいたしまするならば、かなり輸出の余力

がありますので、事実上これが国外

であります。今はわざかのものではその他の製品につきましては見込み額ではございますが、ワクをふやしてしまして、現在及び来年の貿易情勢

に沿うようにそういうふうに考えておるわけであります。オープン・アカウント内の決済でござりまするので、こ

の貿易計画の中で処理をする方がいい

械、設備を必要としておるわけなんではありませんが、昨年の協定におきましては、鉄鋼製品及び非鉄金属等を合せまして大体千二百五十万ドルといふことが去年の協定なんありますが、これがございませんから申し上げませんが、こういふうようにこの経済自立計画に向うがとつております以上、何か機械関係等の、これはまあ非常に設備機械が多いようであります、そういうものは貿易計画の中に入れないで、何かこう独立した一つの計画をされてはどうかと思うのであります、これについて御所見はいかがでありますか。

○大竹平八郎君 今度具体的の例を

一、二御質問したいのであります。別

うい考へ方をしていないような次第でござります。

○大竹平八郎君 今度具体的の例を

一、二御質問したいのであります。別

&lt;p

まするから、これはぜひ一つ改善をせ

られるように、本会談を通して、先方へ一つ申し入れを願いたいと思うのであります。

まあこの三つは、何かあと

の方で御意見があれば御答弁願いたいし、御答弁がなければ、御留意の上御普処を願えればよいと思います。

○國務大臣(水田三喜男君) 承知しました。

○委員長(松澤兼人君) それでは本法案に関する質疑は、さらに継続することとし、輸出保険法の一部を改正する

法律案につきましては、提案理由の説明がありました。さらに詳細なる内容について通産局長から説明を願うわけですが、これを後日に譲り、本日はこれにて散会いたします。

午後四時七分散会  
三月六日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、日本科学技術情報センター法

案  
日本科学技術情報センター法案  
日本科学技術情報センター法

目次

第一章 総則(第一条—第十条)  
第二章 役員及び職員(第十一—第十二条)  
第三章 業務(第二十二条—第十四条)

第四章 財務及び会計(第二十五条—第二十六条)

第五章 監督(第三十六条—第三十七条)

第六章 雑則(第三十八条—第四十一条)

第七章 執罰則(第四十二条—第四十四条)

まざるから、これはぜひ一つ改善をせられるように、本会談を通して、先方へ一つ申し入れを願いたいと思うのであります。

（目的）  
第一条 日本科学技術情報センターは、我が国における科学技術情報に關する中核的機關として内外の科学技術情報を迅速かつ適確に提供することにより、わが国における科学技術の振興に寄与することを目的とする。

（定義）  
第二条 この法律において「科学技術情報」とは、自然科学を基礎とする技術に関する情報をいい、当該技術に直接關係する自然科学に関する情報を含むものとする。

（法人格）  
第三条 日本科学技術情報センター(以下「情報センター」という。)は、法人とする。

（事務所）  
第四条 情報センターは、主たる事務所を東京都に置く。

二 情報センターは、必要な地に從たる事務所を置くことができる。

（資本金）  
第五条 情報センターの資本金は、その設立に際し政府及び政府以外の者が出資する額の合計額とす

る。

二 政府は、予算の範囲内におい

て、情報センターに対し出資する

ことができる。

三 情報センターは、必要があるとき、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

（登記）  
第六条 情報センターは、政令で定めるところにより登記しなければならぬ。この規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対する抗することができない。

（名称使用の制限）  
第七条 情報センターでないものは、日本科学技術情報センターといふ名前又はこれに類似する名前を用いてはならない。

（出資証券）  
第六条 情報センターは、出資に対し出資証券を発行する。

二 出資証券は、記名式とする。  
三 前項に規定するもののほか、出資証券に関し必要な事項は、政令で定める。

（定款）  
第七条 情報センターは、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

一 目的  
二 名称  
三 事務所の所在地  
四 資本金、出資及び資産に関する事項  
五 役員及び会議に関する事項  
六 業務及びその執行に関する事項  
七 会計に関する事項  
八 公告に関する事項  
九 定款の変更に関する事項  
（登記）  
第十条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、情報センターについて準用する。

（役員）  
第十二条 役員は、再任されることはできない。

（役員の職務及び権限）  
第十三条 役員は、情報センターを代表し、その業務を経理する。

二 常務理事は、定款で定めるところにより、情報センターを代表し、理事長を補佐して情報センターの業務を掌理し、理事長に理事長の業務を掌理し、理事長及び理事長を代理し、理事長及び理事長の業務を掌理し、理事長及び理事長が欠員のときはその職務を行ふ。

（役員の解任）  
第十四条 役員は、内閣総理大臣又は理事長は、それをその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他が前条各号の一に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

（役員の解任）  
第十五条 内閣総理大臣又は理事長は、それをその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他が前条各号の一に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

（役員の解任）  
第十六条 内閣総理大臣又は理事長は、それをその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他が前条各号の一に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

（役員の解任）  
第十七条 役員は、内閣総理大臣又は理事長は、それをその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他が前条各号の一に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

（役員の解任）  
第十八条 役員は、内閣総理大臣又は理事長は、それをその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他が前条各号の一に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

（役員の解任）  
第十九条 役員は、内閣総理大臣又は理事長は、それをその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他が前条各号の一に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

（役員の解任）  
第二十条 役員は、内閣総理大臣又は理事長は、それをその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他が前条各号の一に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

（役員の解任）  
第二十一条 役員は、内閣総理大臣又は理事長は、それをその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他が前条各号の一に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

（役員の解任）  
第二十二条 役員は、内閣総理大臣又は理事長は、それをその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他が前条各号の一に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

（役員の解任）  
第二十三条 役員は、内閣総理大臣又は理事長は、それをその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他が前条各号の一に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

（役員の解任）  
第二十四条 役員は、内閣総理大臣又は理事長は、それをその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他が前条各号の一に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

（役員の解任）  
第二十五条 役員は、内閣総理大臣又は理事長は、それをその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他が前条各号の一に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

（役員の解任）  
第二十六条 役員は、内閣総理大臣又は理事長は、それをその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他が前条各号の一に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

（役員の解任）  
第二十七条 役員は、内閣総理大臣又は理事長は、それをその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他が前条各号の一に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

（役員の解任）  
第二十八条 役員は、内閣総理大臣又は理事長は、それをその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他が前条各号の一に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

（民法の準用）  
第十条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、情報センターについて準用する。

二 役員は、再任されることはできない。

（役員の欠格条項）  
第十五条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 国務大臣、国会議員、政府職員（人事院が指定する非常勤の理事四人以内及び監事二人以内を除く）、地方公共団体の議員（若しくは常勤の職員）

者を除く）、地方公共団体の議員（若しくは常勤の職員）

期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

二 役員は、再任されることはできない。

（役員の解任）  
第十五条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 国務大臣、国会議員、政府職員（人事院が指定する非常勤の理事四人以内及び監事二人以内を除く）、地方公共団体の議員（若しくは常勤の職員）

者を除く）、地方公共団体の議員（若しくは常勤の職員）

利事業に従事してはならない。ただし、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

#### (代表権の制限)

第十八条 情報センターと理事長又は常務理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代理権を有しない。この場合には、監事が情報センターを代表する。

#### (代理人の選任)

第十九条 理事長及び常務理事は、理事又は情報センターの職員のうちから、情報センターの業務の一

部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

#### (職員の任命)

第二十条 情報センターの職員は、理事長が任命する。

#### (役員及び職員の公務員たる性質)

第二十一条 役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

#### (業務の範囲)

第二十二条 情報センターは、第一

#### (業務の分類)

二 内外の科学技術情報を収集す

ること。  
三 内外の科学技術情報を定期的に、若しくは時宜に応じて、又是依頼に応じて提供すること。

四 前各号に掲げる業務を妨げない範囲内において、情報センタが保管する内外の科学技術情報を閲覧させること。

#### (情報センタの目的)

第一条の目的を達成するために必要な業務を行うこと。

#### (業務の方法)

第二十三条 情報センターは、業務開始の際、業務の方法を定め、内閣総理大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務の方針に定めるべき事項は、総理府令で定める。

#### (関係機関との協力)

第二十四条 情報センターは、その業務を行ふに際しては、できる限り、国立国会図書館その他関係機関の文献及び資料の利用を図らなければならない。

#### (業務の範囲)

第二十五条 情報センターの事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十日に終る。

#### (予算等の認可)

第二十六条 情報センターは、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、事業年度開始前に内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

#### (利益及び損失の処理)

第二十七条 情報センターは、毎事業年度、経営上利益を生じたとき

#### (利益及び損失の処理)

失をうめ、なお残余があるとき

#### (利益及び損失の処理)

は、その残余の額に政令で定める

#### (利益及び損失の処理)

率を乗じて得た額以上の額を積み立てなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

#### (財産の処分等の制限)

第二十八条 情報センターは、総理

業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条及び次条において「財務諸表」という)を作成し、決算終了後二ヶ月以内に内閣総理大臣に提出し、その承認を受けるなければならない。

#### (財務諸表)

第二十九条 情報センターは、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条及び次

#### (借入金)

第三十一条 情報センターは、短期借入金をする場合には、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

#### (監督)

第三十二条 情報センターは、内閣総理大臣が監督する。

#### (報告及び検査)

第三十三条 情報センターは、必要があると認めるときは、情報センターに対しても、その業務に關し監督上必要な命令を出すことができる。

#### (報告及び検査)

第三十四条 情報センターは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

#### (補助金)

第三十五条 情報センターは、内閣総理大臣の認可を受けた場合に限り、内閣総理大臣の認可を受け、これを借り換えることができ

#### (補助金)

第三十六条 情報センターは、内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときには、情報センターに対しても、その業務に關し監督上必要な命令を出すことができる。

#### (報告及び検査)

第三十七条 情報センターは、内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、情報センターに対しても、その業務に關し監督上必要な命令を出すことができる。

#### (報告及び検査)

第三十八条 情報センターは、内閣総理大臣の認可を受けた場合に限り、内閣総理大臣の認可を受け、これを借り換えることができ

#### (補助金)

第三十九条 情報センターは、内閣総理大臣の認可を受けた場合に限り、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

#### (報告及び検査)

第四十条 情報センターは、内閣総理大臣の認可を受けた場合に限り、内閣総理大臣の認可を受け、これを借り換えることができ

#### (補助金)

第四十一条 情報センターは、内閣総理大臣の認可を受けた場合に限り、内閣総理大臣の認可を受け、これを借り換えることができ

#### (補助金)

第四十二条 情報センターは、内閣総理大臣の認可を受けた場合に限り、内閣総理大臣の認可を受け、これを借り換えることができ

#### (補助金)

第四十三条 情報センターは、内閣総理大臣の認可を受けた場合に限り、内閣総理大臣の認可を受け、これを借り換えることができ

#### (補助金)

あるときは、内閣総理大臣の認可を受けて、その残余の額を出資者に分配することができる。

#### (総理府令への委任)

この法律及びこれに基づく命令に規定するものほか、情

#### (総理府令の財務及び会計に関する事項)

運営上の損失を生じたときは、第一項の規定による積立金を減額して整理しなければならない。

#### (第五章 監督)

内閣総理大臣の財務及び会計に関する事項は、総理府令で定める。

#### (監督)

内閣総理大臣は、この法律を施

#### (報告及び検査)

内閣総理大臣は、必要があると認めるときには、情報センター

#### (報告及び検査)

の収集について、できる限り協力するものとする。

(解散)

第三十九条 情報センターの解散については、別に法律で定める。

(科学技術庁長官への委任)

第四十条 内閣総理大臣は、次の各号に掲げる権限を科学技術庁長官に対し委任することができる。

一 第七条第二項、第二十二条第一項、第二十三条第一項、第二十六条並びに第三十一条第一項及び第二項ただし書の規定による認可

二 第二十八条第一項の規定による認可

三 第三十七条第一項の規定による報告及び立入検査

四 第二十九条第一項の規定によ

る承認

五 第三十六条第一項の規定によ

る承認

六 第三十六条第一項の規定によ

る承認

七 第三十六条第一項の規定によ

る承認

八 第三十六条第一項の規定によ

る承認

九 第三十六条第一項の規定によ

る承認

一〇 第三十六条第一項の規定によ

る承認

第七章 罰則

第四十二条 第三十七条第一項の規定に違反して報告をせず、若しく

は虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その違反行為をした情報センターの役員又は職員を三万円以下の罰金に処する。

第四十三条 次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした情報センターの役員又は職員を三万円以下の過料に処する。

一 この法律により内閣総理大臣

(第四十条の規定により科学技

術庁長官に委任された場合に

は、科学技術庁長官)の認可又

は承認を受けなければならぬ政

府において、その認可又は承

認を受けなかつたとき。

二 第八条第一項の規定による政

令に違反して登記することを怠

つたとき。

三 第二十二条第一項に規定する

業務以外の業務を行つたとき。

四 第三十三条の規定に違反して

業務上の余裕金を運用したと

き。

五 第三十六条第二項の規定によ

る内閣総理大臣の命令に違反し

たとき。

六 第三十六条第一項の規定によ

る承認をしようとするとき。

七 第二十八条第一項の規定によ

る承認をしようとするとき。

八 第二十九条第一項の規定によ

る承認をしようとするとき。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、情報センターの成立の時において、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

3 内閣総理大臣は、設立委員会を命じて、情報センターの設立に関する事務を処理させる。

4 設立委員は、定款を作成して、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

5 設立委員は、前項の認可を受けたときは、政府以外の者に対する情報センターに対する出資を募集しなければならない。

6 設立委員は、前項の募集が終ったときは、内閣総理大臣に對し設立の認可を申請しなければならない。

7 設立委員は、前項の認可を受けたときは、政府及び出資の募集に応じた政府以外の者に対し、出資金の払込を求めなければならぬ。

8 設立委員は、出資金の払込があつた日において、その事務を第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならぬ。

9 第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前項の事務引継を受けた日において、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

10 情報センターは、前項の規定によって設立の登記をすることによつて成立する。

(経過規定)

第三条 第九条の規定は、この法律の施行の際現に日本科学技術情報センターに類似する名称を使用している者で、この法律の施行後三月以内に科学技術庁長官の許可を受けたものには適用しない。

4 この法律の施行の際現に日本科学技術情報センターといふ名称又はこれに類似する名称を使用している者(前項の許可を受けた者を除く)は、この法律の施行後六月以内にその名称を変更しなければならない。この場合において、第九条の規定は、当該期間内は、これらの方には適用しない。

5 第四条 情報センターの最初の事業年度は、第二十五条の規定にかかるらず、その成立の日に始まり、昭和三十三年三月三十一日に終るものとする。

第六条 情報センターの最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第二十六条中「事業年度開始前に」とあるのは、「情報センターの成立後遅滞なく」と読み替えるものとする。

7 第十九条第七号中「日本原子力研究所」の下に「日本原子力研究センター」を、「日本原子力研究所法」の下に「日本科学技術情報センター法」を加える。

8 (科学技術庁設置法の一部改正)

第六条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

9 第十九条第七号中「日本原子力研究所」の下に「日本科学技術情報センター法」を加える。

10 第七条 科学技術庁設置法(昭和三十一年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

六 第十条に次の二号を加える。  
日本科学技術情報センター  
に関すること。

昭和三十一年三月十三日印刷

昭和三十一年三月十四日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局